右被告人四名に対する衆議院議員選挙法違反各被告事件(当庁昭和二五年(あ) 第一三六四号)について、昭和二五年一二月二日当裁判所のした上告棄却の決定に 対し、申立人から決定訂正の申立があつたが、理由がないので、裁判官全員一致の 意見により、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和二七年一月一七日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官